

平成16年度第5回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日時：平成16年8月26日(木)

午後1時30分から午後4時45分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

日 時：平成16年8月26日（木） 午後1時30分から午後4時45分まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 部会長 田中 仁 副部会長 遠藤 勝彦 委員
 岡田 秀二 委員 長田 洋子 委員 加藤 徹 委員
 高橋千代恵 委員 徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員
 両角 和夫 委員

司 会 ただいまから平成16年度第5回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開会
 します。

 本日は、森杉部会長初め、ただいま9名の委員に出席をいただいております。

 なお、田中委員につきましては、1時間ほど遅れる旨の連絡が入っております。

 行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしており、会議は有効に成立して
 おりますことをご報告いたします。

 それでは会議に入りますが、これまで同様、ご発言の際にはマイクスイッチをオ
 ンにしましてオレンジ色のランプが点滅したことを確認してからお話しいただきた
 いと思います。

 それではこれより会議に入ります。

 森杉部会長、よろしく申し上げます。

森杉部会長 では、会議に入ります。

 毎回大変お時間を頂いて熱心なご議論をいただいておりますが、本日は皆さんと
 一緒に効率よく審議を行いたいと思っております。

 まずは、議事録署名委員のご指名ですが、今回は、岡田委員と長田委員のお二人
 をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

 次に、会議の公開ですが、当会議は公開です。

 傍聴に関しましては、本会場に表示しております県行政評価委員会傍聴要綱に従
 うようお願いいたします。

 それでは、議事次第の2の議事に入ります。

 1番は、「詳細審議対象事業について」ですが、資料1として「概略審議内容・結
 果の整理表」がありますが、事務局から説明をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、事務局の方から資料1につきまして説明させていただきます。

 1ページ、2ページにあります概略審議結果の内容ですが、番号1から2ページ
 の26、この事業につきまして、審議が終わって詳細審議が、真ん中にまず選定と
 いうことになっておりますが、これが10事業であります。

 11、12はもう詳細審議は終了しており、残りの8事業のうち、今日詳細審
 議をお願いしたいのが2番、それから17番、20番、それと23番の4事業であ
 ります。

 3ページ、4ページ、5ページ、6ページにつきましては、第1回部会の7月2
 日、第3回部会の7月29日の部会において説明がもう少し聞きたい、あるいは補

足説明をして欲しいという質問がなされまして、それについての内容を一応まとめております。

なお、詳細審議であります。概ね県の回答や説明につきましては、妥当とするか、それから意見を付して妥当とするか、見直しの必要があるというふうな、どの項目とするかという部分を決めておいていただければと思います。

以上であります。

森杉部会長 ありがとうございました。

ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、対象事業について詳細審議を行います。

まず、17番、かんがい排水事業迫川上流地区と、23番、経営体育成基盤整備事業石越北部地区についてですが、部会でお願いした関連事業を含めた費用対効果算定等につきましてのご説明をお願いいたします。

農地整備課長 農地整備課の永倉です。

詳細審議の方をよろしくお願ひしたいと思います。それでは、案件について説明していききたいと思います。

お手元の資料の追加資料、17番のかんがい排水事業迫川上流地区、及び23番の経営体育成基盤整備事業石越北部地区と書いてある資料をご覧になっていただきたいと思ひます。

まず、1ページの方を開いていただきたいと思ひます。

農業農村整備事業における関連事業を含む事業の費用対効果算定の考へについて説明いたしたいと思ひます。

農業農村整備事業においては、基幹事業である国営事業、それに続く県営かんがい排水事業及びほ場整備事業が総合的に実施されて初めて効果が発現します。

わかりやすくちょっと例え話をしますと、人間の体に置き換えた場合、国営事業が心臓部分あるいは大動脈、県営かんがい排水事業が動脈、ほ場整備事業等が毛細血管や筋肉に例えられると、こんなふうに考へていただければいいかと思ひます。

このような場合に、一般的に県営かんがい排水事業、今回の対象事業ですが、国営事業及びほ場整備事業、それから、同じほ場整備でも団体で行う場合ありますが、団体営事業を関連事業と位置づけて一体的に費用対効果、これを算定することにしてあります。

国営事業はダムや頭首工、それから幹線用水路を下流側の受益面積で500haに達するところまで整備できるというふうになってあります。それで、中流部分については、県営かんがい排水事業で同じように末端受益で100haまで整備できると。その最下流については、関連のほ場整備事業やその他の団体事業等で整備することになってあります。

費用対効果は、上位事業から末端整備する事業、各水田では末端まで整備しないと効果が発現しないということを含めまして、全て含めて算定する形で整理されてあります。

それでは、かんがい排水事業、迫川上流地区から順次説明していききたいと思います。

ページの1 - 2番、これには国営事業と附帯県営かんがい排水事業、4事業の地

区について表示しておりますが、迫川上流地区については、ちょっと鮮明な赤ではありませんが、一番上の方に書いてあるように赤で着色した部分、これが迫川上流地区という形になっております。

ちなみに、青い部分が4期地区、下の橙色っぽいところが3期。途中で小さくある緑色とありますが、これが2期地区と。このような県営事業があります。

本地区の関連事業を含めた説明図を1 - 3ページ、次のページの方に若干載せてありますが、太いオレンジで書いてある部分、若干太目に書いてある部分ですが、これが国営で整備する部分というふうに考えていただきたいと思います。若干中間の細い赤い色、これが県営かんがい排水事業で、本事業という形になります。その末端の方にほ場整備の石越北部地区を右端の方に紫色とありますが、青とありますが、これでハッチングしてありますが、ここのところが今回の石越北部のほ場整備事業の部分になっております。

1 - 4ページの方をご覧くださいと思います。

ここに効果算定の方法について概略説明してあるわけですが、(1)の費用算定というところですが、まず一つは、関連上位事業である国営事業については、迫川上流地区の3,830.3ha、これに直接関連する施設分、ダムとか頭首工とか揚水機場、それから用水路について受益面積割合で計上しております。

また、2番目に書いてありますが、本事業については、これは全ての施設分を計上しています。

また、3番目に、関連事業については、ほ場整備事業等の経営体育成基盤整備事業、これは従前ほ場整備事業とっておりましたけれども、これについては迫川上流地区の3,830.3haに直接関連して17地区分、これを迫川上流地区の総費用として計上しております。

これら三つの事業費を足し込み、総費用としております。

(2)の効果の算定の方法ですが、一つは関連上位事業である国営事業については、迫川上流地区の3,830.3haに直接関係する施設から受ける効果、これを計上しております。受ける効果としては維持管理費節減効果あるいは更新効果、安全性向上効果、それから公共施設保全効果、廃用損失等を計上しております。

なお、作物生産効果については、これは県営事業も同じですが、各事業と相互に発生する効果ということから、関連のほ場整備事業の方で計上するとことにしております。

2番目の方の県営かんがい排水事業の分については、この地区で造成する全ての施設から受ける効果、これを計上しております。

また、関連のほ場整備事業等については、迫川上流地区の中に含まれる17地区において発生する効果。これには、先ほど言いましたが、作物生産効果を含めまして全ての効果を計上することにしております。

これを全て足し込み、総年効果額として計上しております。次の1 - 5ページに記載してあるような表で一覧させていただきたいと思います。

このような形で事業効果が成立しまして、効果として1.22という数字を出していると理解していただければいいと思っております。

次に、整理番号23番の石越北部地区について説明したいと思いますが、次のページを開いていただきまして、2 - 1ページの方に書いてあります。

この説明図ですが、先ほどお話ししましたように、太いオレンジ色が国営

事業、細い赤が県営事業。それから、本地区が右端の方にハッチングした部分という位置関係ですが、次の2 - 2ページの方の効果の方でお話ししますと、費用算定では関連上位事業の国営事業については石越北部の面積に相当する、直接関係する施設の受益割合で費用を計上しています。

また、県営かんがい排水事業につきましても、この石越北部地区の337.6haなんですけど、これに直接関係する施設の揚水機場、用水路等の経費を計上しています。

それと、本事業の分全てということで、総経費という形で算定しております。

次に、(2)の効果算定の方ですが、関連上位事業である国営事業については、石越北部のこの面積に直接関係する施設から受ける効果、維持管理費節減効果なり更新効果、安全性向上効果、それから廃用損失を計上しておりますして、作物生産効果については本事業の方で計上することにしてあります。

県営かんがい排水事業についても、面積相当分を各施設から受ける効果ということで計上しております。

以上、三つの効果を足しまして総効果ということにいたしまして、この調書の中で効果算定を行っているということで、2 - 3ページの方でその総体の形を出しております。これでいきますと、今回の費用対効果1.03になります。

以上です。

森杉部会長 ありがとうございました。

ご説明いただいている趣旨は、この二つの事業が、一つは全体で、一つはその中の一部であると。それが一体各々どのような形になっていて、特に費用対効果分析でどのような計算方法を取られているかというご質問に対してお答えいただいたということです。

簡単に言うと、これは比例配分しているということですか。面積比例しているということですか。

農地整備課長 そのとおりです。

森杉部会長 そういうことですね。要するに面積で比例配分してあるということですね。

農地整備課長 面積で比例配分して、各々の事業に足し込みます。

森杉部会長 最初の国営部分は共通施設ですね。あらゆるところで使われるような根幹の施設ですから、それをどこかに帰属させるのは難しいから、全て一たん計算した上で比例配分したという説明ですね。

農地整備課長 はい、そのとおりです。

森杉部会長 ということですが、どうぞ。よろしいですか。

それでは、この件は、基本的には今のようなご質問に対してお答えいただければいいような状況だと思えますが、特にもしもご質問、ご意見がないようならば、この詳細審議の結果継続と承認したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

森杉部会長 それでは、継続というふうな形での承認をお願いします。

特に附帯意見はございますか。よろしいですか。それでは、附帯意見もなく、この二つの件は継続という形で決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次は20番の湛水防除事業槻木地区ですが、部会でもお願いしました、特に五間堀河川改修事業の治水計画上の関連と、費用対効果分析について説明をよろしく願いいたします。

農地整備課長 それでは、20番の湛水防除事業、槻木地区について、概略審議において指摘されました事項を追加資料及び参考資料に基づいて説明していきたいと思っております。先に追加資料と書いた資料の方にお目通しを願いたいと思っております。

23日の現地調査において現地の方は十分に確認されていることと思っておりますけれども、槻木地区の計画について再度概略をお話ししたいと思っております。

追加資料の1ページの方、上の方に目的というところが書いてありますので、お聞き願いたいと思っております。

事業の目的は、流域の開発等に伴う阿武隈川等の外水位の上昇、それから地区内の流水量の増大など農業に帰さない他動的要因により湛水被害を生じた地区、この地区においてそれを解消するために排水施設を整備するという事業になっております。

計画基準雨量としては、20年に1回発生する3日連続雨量を採用しております、そのデータはちょうど中段の方に載せてある表のとおりになっております。

計画基準内の水位は、地区内の最低田面標高、これは五間堀川を挟んで左岸と右岸にあるわけですが、左岸では5.2mの高さ、右岸では4.8mの高さに許容湛水深、これは水田ですから水が入っていて当たり前ということなので、それが30cmくらいならいいだろうということで、それを許容湛水深としておりますけれども、これを加えた高さで設定しております。

2ページの方をご覧くださいと思います。

流出量の計算については上の表に整理してありますけれども、許容湛水深30cmで湛水時間を24時間以内にするということを確認するために、排水機場の排水量、これを19.5t/秒ということで設定しております。

先ほど他動的要因により湛水被害を生じていると申しましたけれども、下段の表にその辺の旧況と現況の差について整理させていただいております。これによると、総合流出率が0.017上昇ということと、湛水時間が4.5時間から9時間に増大します。それから、外水位も10cmから12cm程度上昇ということで、高水位、高い水位の継続時間が6から9時間程度増加しているということになりまして、これらによって湛水被害が生じると整理しております。

なお、旧況については、先日見ていただいたと思っておりますけれども、四日市場の旧排水機場、これが設置された昭和43年を設定しております、現況については計画が策定されました平成6年を想定しております。

次に、3ページの方をご覧くださいと思います。

湛水防除事業の費用対効果の考え方でありますが、効果は事業実施によって防止

し得る湛水被害の予想被害額としておりまして、その算定方法は(1)の方に記載しているとおりであります。

農作物被害については、基準反収に減収歩合と単価を乗じまして算定しておりまして、減収歩合は、米の場合、湛水時間が48時間以上で8割、野菜の場合、湛水時間にかかわらず水をかぶったら100%減収ということになっております。

また、農地及び農業用施設等、公共用施設、それから住宅被害については、復旧面積及び延長、戸数に積み上げ計算という形で算定しておりまして、単位当たりの単価を乗じて算定しております。

費用対効果の総括及び想定被害の詳細については、4ページから6ページの間にまとめてあります。先に7ページの方をご覧くださいと思います。

ご指摘されました槻木地区の排水計画と五間堀川の河川改修事業の治水計画との関連がどうなっているかということを図面中表示しております。この図面については、流域については両事業とも同一ということになっておりまして、氾濫区域は河川改修事業が外枠の赤線、湛水防除事業槻木地区の分については、この中の着色した部分の区域になって、槻木地区が完全に包含されるという形になっております。

10ページの方をご覧くださいと思います。

これは河川改修事業の方の全体をあらわした図面といたしますが、鳥瞰図になっておりますけれども、平成4年度に河川改修事業が採択されまして、現在は下流工区の方で改修が進められていると聞いております。当面、上流工区に着手する予定はないというふうな話にもなっているようでして、河川改修の全体計画では、上流工区においては現在の、先日見ていただきました四日市場排水機場、既存施設という形で計画に見込んでいるというふうに聞いております。

さらに槻木地区につきましては、平成7年度に採択されて平成22年度に完成予定ということになっておりまして、上のスケジュールのバーチャートを見ていただくとわかるのですが、五間堀川河川改修事業が完成する平成50年度までに約28年間のタイムラグが生じるという形になっております。この間、槻木地区の田んぼの方が被害軽減していくというふうな形になるのかなと理解しております。

このようなことから、8ページの方に戻っていただきたいと思います。

8ページの上段の枠の中に河川改修事業の概要の方が書いてありますけれども、上流工区については平成40年度前後から着手する予定と聞いておりますので、河川サイドとしては上流工区の事業の実施前に地域の被害状況を見ながら槻木地区の排水計画等の現状を確認して実施レベルの計画を立てることとしているというふうに聞き及んでおります。

このようなことを調整しながら、お互いに課題整備にならないような調整をしているというふうに理解していただければと思っております。

両事業の計画諸元について、隣の9ページの方にまとめさせていただいております。

次に、排水樋管の位置の選定ということについてですけれども、これは11ページの方の図の方を見ていただければと思っております。

導水路の位置及び機場の位置については、南長谷分水路と重複しないように河川サイドと調整を図るとともに、A、B、C、三つのルートについて検討しております。

視点としては、現機場を稼働しながらの施工という計画と、排水本川の阿武隈川

に対する影響なり国道4号線の仮回し、あるいは導水路の取り付け、施工性、経済性を重視し、総合的に検討して今回A案という形にしております。

次に、槻木地区と五間堀川河川改修事業の費用対効果について説明していきたいと思っております。

これは、参考資料として配付しております方の資料を見ていただきたいと思っております。

この1ページの方に、算出の流れを表しました。

事業の費用対効果は、現在各々の事業で算定するのが妥当と判断して進めておりますが、槻木地区の被害区域が五間堀川河川改修事業の被害区域に含まれていることから、今回参考として五間堀川河川改修事業の費用対効果算定に本事業の事業費を加算した場合どうなるのか、地域一体としての効果算定を試みてみました。

算定手法については、五間堀川河川改修事業の算出過程を引用させていただいて、治水経済調査マニュアル(案)等に基づき枠の中で記載しているような手順で行うことにしております。

なお、便益の計算における評価額等のデフレーターについては、できるだけ最新のものを使わせていただきまして、資産調査とか確率規模別の雨量、流出量や浸水深等については平成13年度に河川改修事業において算出したものを使わせていただいております。

2ページから7ページにわたっての手順で算定し、結果については8ページの方に表として載せてあります。

便益は、五間堀川河川改修事業において計上している額のみを使わせていただいております。槻木地区の事業費を加えても変化しないということから、そのようにさせていただいております。

槻木地区については、左から数えますと10段目に建設費、14段目に維持管理費を計上させていただきまして、これらを加えて費用対効果を算定させていただきますと、下の方の黒枠の上の段の右側に書いてありますけれども、1.46という効果が試算されております。河川改修単独では1.62と聞いております。

このことから、槻木地区の事業を加えても費用対効果については一応満足しているのかなというふうに理解しております。

なお、今後河川サイドでは、事業実施前に槻木地区の排水計画の現状を確認し、実施レベルの河川改修計画を立てることと聞いておりますので、この辺も今後整理されるのかなというふうに思っております。

次に、9ページの方をご覧くださいと思います。

これは槻木地区に、五間堀川河川改修事業の上流工区の便益を使用して費用対効果を試算した場合どうなるのかと質問もありましたので試算してみたのですが、試算に当たりましては20分の1の確率規模以下、これは槻木地区が確率20分の1ということで設定されていますので、これ以下の被害軽減額を使用するとともに、河川改修計画の氾濫面積と槻木地区の氾濫面積が大きく異なることから、10ページ中段の手法で面積を補正させていただいております。10ページ中段に係数0.476というちょっと濃く書いてある部分があるんですが、面積比でさせていただいたということでご了解願いたいと思っております。

11ページの方を見ていただきますと、これで試算しますと1.35というふうな効果になると試算されております。

次に、12ページの方をご覧いただきたいと思います。

これは、前回のときに農林サイドの方で使っている被害想定額を便益とした場合にはどうなるんだというふうなことが問いかけありましたので、それに当たって試算してみたものですが、12ページ下段に記載しておりますが、確率年ごとの被害額は五間堀川河川改修事業で設定しました各確率年ごとの比率から想定して試算させていただきました。

結果は14ページに書いてありますけれども、黒で塗りつぶしたところがありますが、効果6.21と試算されております。

以上が前回指摘ありました点で試算等を含めての内容でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

ここでの問題点は二つです。

ご回答いただきました点は、五間堀川河川改修事業との関係でどうなるかということが一つ目です。これについては、五間堀川河川改修事業では、この費用対効果分析の中では今回の槻木地区の湛水防除事業費が入っていなかったもので、それを入れてももう一度試算してみたところ依然として1を超えていたと。五間堀川河川改修事業全体としての事業の効率性は担保できていると、考えているというのがご回答です。

それから、2番目、今度は同じく槻木地区の湛水防除事業ですが、ここでの費用対効果分析が農水省のマニュアルに従いますと、20年に1回の被害額が事業費を超えているかどうかという判定をするというマニュアルになっているということでしたが、それは通常治水経済効果を計算するときのやり方と違いますので、治水経済調査要綱に従ったマニュアルの計算を併記して頂くよう要望をしたところですが、これに対して、11ページで五間堀川の被害額の大体面積比という形のものを用いて被害額を想定して、期待被害額で便益を計算しますと1.35ぐらいまでになるというお話です。

最後に、今度は被害額の想定の方が建設省方式ではなく農水省方式で被害額を算定して、期待被害額を計算するとどうなるかということ、現単位や計算の仕方が違いますから、便益はかなり多く出るようになっていまして、13ページのように18倍というような費用便益であるというのがこのお話の要約です。

ご審議とご意見をお願いいたします。どうぞ。

沼倉委員 五間堀川の改修というのが別の事業でやって、その効果は効果としてあると思うのですが、それとこちらの今回の事業との便益がダブっていないかどうかということについてはどうでしょうか。もしかしたらどこかに書いているのかもしれませんが。

森杉部会長 どうぞ。

農地整備課長 その件について一番最初に説明しました河川改修事業の中に取り込んでみると、ダブっていないですよという言い方をしております。

沼倉委員 済みません。どのページですか。

農地整備課長 これは参考資料の 8 ページの方にありますけれども、1.46 という形で十分計算の中では生きてきていますというお話です。参考資料の方になります。

沼倉委員 この場合のコストは、河川改修事業のコストにプラスされているのですか。

農地整備課長 河川改修事業のコストはそのまま生かして、それに槻木地区の事業費を途中に足しているという形にしています。

建設費の欄でちょうど真ん中あたりに短い部分ありますが、上に「建設費」と書いてあって「槻木地区」と表示していますが、この分が今回の槻木の分。ほかの分は河川改修事業の分というように理解していただければよろしいかと思えます。

沼倉委員 わかりました。この真ん中の 2 2 年まで建設費があるところですね。

農地整備課長 そうです。

森杉部会長 要するに五間堀川の便益は、今回の事業対象となっていた被害軽減額も全部含んだ便益が計算してあるのです。ですから、その便益はそのまま、あるものといいたします。

一方、五間堀川河川改修事業の費用には、この農業関係の事業費が入っていない可能性があります。平成 40 年からは工事を行うと言っていますが、その前の工事費は入っていない。だから湛水防除事業の工事費を入れて、費用対効果分析を行ったというのが事務局の主張ですね。

農地整備課長 そのとおりです。

森杉部会長 いずれにせよ、事前の段階で関連して事業がある場合には、調書の附属資料として、関連する状況がどうなるかということを密接にコメントをつけたものを作成し、部会での説明をお願いしたいと思います。

それから、五間堀川河川改修事業は、今から行うと今度 3 年後に再々評価になります。そうすると、その時に、この湛水防除事業のデータが全くないまま議論をされるという可能性があると思います。ですからこれは附帯事項として、ぜひ 3 年後には必ず五間堀川河川改修事業に湛水防除事業槻木地区の資料を加えて下さい。その後、2 年後は今度は槻木地区の事業があるかもわかりませんが、その時には五間堀川河川改修事業の資料を加えて下さい。この点を強く要望しておきたいと思えます。

沼倉委員 足場が悪くて見に行かなかったのですが、今の既存の施設が相当老朽化しているような様子だったということをはかの委員さんもおっしゃっていたのですが、その場合には今の既存の施設の維持費用に匹敵するようなものというのは追加のものからは控除していいのではないかと思うのですが、今の計算方法ではそういうことは考慮されないで事業費が費用と便益のところであるような感じがいたします。本来は便益が事業費に対してもう少し大きいのかなと思うのですが。

森杉部会長　これはどうなっていますか。更新費とか維持管理費とかというのは見ていません。それはやっぱり入れる必要ありますね。

農地整備課　今回のこの計算では、既設費用の部分の維持管理費とかそういうものは、費用及び効果には見ておりません。

森杉部会長　これは見た方がいいですよ。ほ場事業では、それは見えていますよ。ですから、やっぱり一貫性を持たせるためにも、おっしゃることは重要な課題だと思いますので、検討をお願いします。今回は結構ですが、正確を期すためには重要な項目になると思います。

徳永委員　今日の説明で五間堀川等の一体的なという部分は理解したのですが、ただ逆に、そうすると元の調書の3ページの代替案の検討のところで「五間堀川改修計画との整合性について」というのがちょうど真ん中辺にあるのですが、これは別々の流域設定をしているというような表現のように見えるのですが、そういう意味ではないのですか、各ブロックごと排水系統が分かれているというのは。

農地整備課長　ここで表現している部分は農業サイドの事業なもので、低位部、いわゆる水田の排水を主に担当していることを表現したかったわけで、実際の流域その他については重複しているのです。

徳永委員　ですから、今日の説明からすれば、それは一体的なものだという解釈になるわけですよ。

農地整備課長　一体的な解釈をしても十分今回の効果算定の中では耐えられる状態にありますという説明になりますが。

農業サイドとしては、一応洪水被害軽減という形ではありますが、意識的には農作物とかそういうものを守る部分の方の意識が非常に強いということで、このような表現になっていると理解していただければよろしいかと思います。

確かに、効果上、先ほど説明した中で、一体として考えて十分間違いはないという形で委員さんはとらえられたと思いますけれども、そういうふうな面をここで表現を十分していなかったということでございます。

森杉部会長　この文章を少し変えますか。

徳永委員　だから、先ほど部会長が言ったように、五間堀川河川改修事業の評価との取り合いの関係ですよ。だから、そこら辺の考え方というのがやはり県庁内で十分調整とれていないのかなという印象が強くなる文章になってしまうので、その辺少しご検討いただいた方がいいのかなという気がするのです。その扱い方という意味です。

森杉部会長　そうすると、この文章を訂正するとなると手続など面倒ですから、附帯意見と

して十分な連絡をとっていただきまして、それぞれの効果がよくわかるようにいつも併記していただくと。そういう対応を今後もお願いします。附帯意見をつけることによって、継続としたらいかがですか。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

森杉部会長 それでは、文章はまた事務局の方で適宜考えてください。意図としては、ぜひ3年後にも、5年後にも二つのこのプロジェクトがいつも併記され、それぞれ整合性を保っているということが記述できるような書類と説明をお願いします。こういうことで、附帯意見付きで継続を承認したいと思っています。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、2番の増田川の河川改修事業については、部会の方でお願いしましたことは、地域全体の河川計画あるいは治水計画と、その進行状況と、今回この増田川の河川改修事業の判断、これについてのご説明をお願いいたします。

河川課長 河川課長の橋本でございます。よろしくお願いたします。

増田川の川内沢川工区ということで今回再評価をお願いしているところでございます。お手元に追加資料をお配りしてあるかと思いますが、これに基づいてご説明をさせていただきます。

増田川・川内沢川・五間堀川の治水対策ということで、1ページの上に流域の概要図が示してございます。この流域につきましては、名取川と阿武隈川に挟まれた低平地でございまして、増田川・川内沢川・五間堀川などの河川群によって形成された地区でございまして、ご案内のとおり、仙台空港を核として国際交流・物流・情報の拠点となる機能を有する「仙台空港臨空都市」の整備が進められている地区でもございます。このような高度な発展が期待される国際交流拠点地区と、近年都市開発が著しい名取市、岩沼市の治水安全の向上を図るため、これらの三つの川の河川改修事業が実施されているところでございます。

2番目に改修の実施状況でございますが、この流域は近年、昭和61年の8.5豪雨と平成6年9月21日、二度にわたって河川が氾濫しまして、名取市、岩沼市街地の大部分が浸水するという大規模な災害に見舞われました。お手元に戦後のカサリン台風から近々の平成14年までの宮城県の浸水実績図を回してございます。もう昔から、この地区は低平地で外水あるいは内水氾濫合わせて被害を受けていると。昭和61年8.5豪雨におきまして名取・岩沼市街地がだいぶ浸水しましたが、その当時から激甚な災害だったということでございましていろいろ整備を進めていたわけですが、平成6年9月22日、これは今回の新潟あるいは福井県の災害と同じような局所的な集中豪雨の災害でございまして、名取の観測所では1時間に84mmの雨量を記録し、1日478mmの雨量を観測したということで、これは100年以上を超える確率の降雨の激甚な災害を受けたところでございます。

ちなみに、この時の被害状況でございますが、名取市、岩沼市合わせまして、床上浸水が2,145戸、床下浸水が3,139戸、被害総額が162億円強の甚大な被害を受けたわけでございます。

そういう状況の中で、増田川の改修事業については、これまで中小河川改修事業

をやってきたわけですが、平成6年の水害を契機として河川激甚災害対策緊急事業の採択を受け、事業が実施されました。この地区全て治水安全度50分の1を目標に、増田川・川内沢川・五間堀川の改修計画は立てられておりまして、増田川につきましても激特事業の折にも50分の1の治水安全度を確保するというところで河川整備を行ってきたわけでございます。

ちなみに、激特事業というのは、浸水家屋2,000戸以上の場合に被害額相当以内の事業費で工事を実施するというような事業でございます。5年間で仕上げるという事業でございました。もう既に、増田川については改良が終わっているということでございます。

川内沢川につきましては、増田川の改修計画にあわせて新たな工区を設定しまして中上流域の洪水氾濫及び仙台東部道路下流域の住宅・仙台空港・臨空工業団地等における被害の軽減としての治水安全度50分の1へ向上を図るべく整備が進められているところでございます。現在の川内沢川下流沿いには、工場・事業所が多く立地しているため、新たな河道を広浦まで掘削する計画としております。いわゆる捷水路の向上を実施するという計画となっております。

ちなみに、増田川については激特事業で行っておりますが、川内沢川についても本来は5年で仕上げるというような工事がベストだったかと思いますが、捷水路ということで新たな河道を造るということの中で、中小河川の増田川の支川の川内沢川工区として新たな工区を設定して現在も中小河川改修事業で整備を進めているところでございます。

五間堀川の改修事業につきましては、これは河川激特、激甚災害対策事業あるいは床上浸水対策特別事業によって押分の分水路、排水機場、分派水門、これを緊急的に整備いたしまして、岩沼市街地において10分の1の治水安全度の向上が図られてございます。さらに、これからも事業を継続しまして、下流工区あるいは支川の志賀沢、先ほど農政のかんがい排水事業の話がございましたが、上流部の工区、これを合わせまして50分の1での最終的な目標の整備を行っていくということになってございます。

詳しくは、2ページに増田川の改修の状況が書いてございますが、これにつきましては80億円をつぎ込んで激特事業で実施しまして工事が完了しているということでございます。

川内沢川につきましては、今回の新潟県とか福井県と同じような状況の集中豪雨でございましたので、これも一日も早く完成を図りたいということで、宮城県としては重点的に投資をしてきました。10億単位の予算を注ぎ込んでおりまして、宮城県の治水予算50億円程でございますが、その2割程度を川内沢川に投入し、今後も早期に捷水路部分の工事を平成21年度までに完成していくというようなこと目標で進めていくと。全体としては、平成25年度までに完了を図っていくということで、宮城県の国際化の窓口として重要な地域でございますので、早期に整備を進めていきたいと考えてございます。

それから、五間堀川につきましては4ページでございますが、先ほど申しましたとおり、岩沼市街地につきましては激特事業あるいは床上浸水事業によって国直轄事業も含めまして完成を見まして、市街地については治水安全度が10分の1まで上がったということでございます。何せ改修延長も長うございますので、今後現在は南貞山運河部分から志賀沢川の合流点までの下流工区を整備中でございまして、

この工事にも大体あと25年ぐらいかかりそうでございます。また、志賀沢川の上流工区についても10年。さらには、先ほどの五間堀川の上流工区、これは40年から10年ということで、現時点では平成50年の完了を目途に進めていくということにしております。

いずれにしても、増田川・川内沢川・五間堀川、三つが完了してここの治水安全度が上がっていくというような状況でございますが、増田川につきましてはもう既に50分の1で完成をし、それから五間堀川については市街地が10分の1守られているという中で、一番治水安全度の低い川内沢川に集中投資をこれからしまして早急に完成に持っていきたいと、このように考えてございます。

それから、1ページに戻りますが、その他としまして、この期間中、ハードだけの整備ではなかなか満足なものがないという中で、河川法、水防法両輪でやはり治水対策をしなければいけないというようなことでございますので、名取市、岩沼市においては、もう平成6年の洪水を教訓として、洪水上迅速な避難行動等に有効なソフト対策ということで、洪水ハザードマップ、これを作成しまして、既に住民に公表、配布を行い洪水被害の軽減を図っているところでございます。その資料につきましては、後ろに洪水ハザードマップというのが名取市、それから岩沼市とついてございます。今回の新潟、福井の水害でも中小河川で洪水ハザードマップを作成していなかったというようなところもございましたので、ただこの地区につきましては既に洪水ハザードマップをつくって住民に公表しておりますので、そういったソフトの対応も含めて治水対策を進めているという地域でございます。

また、都市開発の対応としましては、当該流域における開発行為に対して流出抑制対策として、県が行政指導で、防災調整池設置要綱に基づきまして開発行為者が土地利用計画・開発規模に合わせた防災調整池の設置を義務づけております。また、その管理につきましては、防災調整池管理規則を定めまして、開発者または当該市、名取市、岩沼市、区画整理あるいは団地等の開発に係る場合は当該市においてその管理を適切に行っているところでございます。

防災調整池の設置につきましては、5ページに治水以外の都市開発への対応ということでございますが、もう平成4年に防災調整池設置指導要綱が定められております。10ha以上の開発については、もう昭和48年から行政指導を行ってきております。この指導要綱におきましては、1ha以上の開発行為を行おうとする場合、防災調整池設置の管理について知事に協議するものとなっております。土地の分類あるいは河川改修の状況等に応じて暫定防災調整池、計画規模30分の1、恒久防災調整池、計画規模50分の1、に分けまして、それぞれ流出量を算定し調整容量を求めているところでございます。

大体1ha当たり何 m^3 貯めるかということを出してございますので、そういったことで行政指導をし、治水対策を行っているということでございます。

具体的なこれまでの岩沼市、名取市、増田川・川内沢川・五間堀川流域での流出抑制措置状況については、6ページに示しております。なお、五間堀川については柴田町の流域も入っておりますので、柴田町内の防災調整池についても示しております。

以上、ハード面の50分の1対応の河川改修、さらにはソフト対策でのハザードマップの作成、それに基づいた避難の体制整備、それから都市開発への対応としての防災調整池の設置の義務づけ、こういったことによって、この名取川、阿武隈川

の中にあります三つの増田川・川内沢川、五間堀川の改修を治水対策を進めているところでございます。

以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

この件は、増田川、括弧して川内沢川となっていますが、要するに川内沢川から分水路を造るのですね。そこに増田川があるので増田川という名前になっていると思いますが、関連する事業がよくわからないので、関連する事業を全体的に説明してほしいと、こういう要望があったものに対してご回答いただいたものです。

ご質問、ご意見をどうぞ。

徳永委員 最後の防災調整池の件なんですけど、6ページの実例見ると、面積等調節容量で大小関係が逆転したりしているのですが、これは例えば5ページでいうところの丘陵、平地部とかでその基準が違うとか、あるいは土地利用の住宅なのか、駐車場なのかとかそういうのも変わってきているということなのでしょうか。

河川課長 これは暫定か恒久かというのもありますし、それから下流の様々な水路の許容放流量というものが、その大小や平地部か山地部というようなところで微妙に数字が逆転しているのではないかと思います。

徳永委員 その時に、例えば土地区画整理等で一括して行ったという中で、ただ当初想定したのと土地利用が変わってきたというようなことでより条件が厳しくなるというようなことも多々あるかと思うのです。例えば、住宅地みたいな形で庭つきのようなものつもりが一面大駐車場でアスファルトで全部固められてしまうとかというような事態が起こってきた時に、そういう開発の変更の段階で再度この指導要綱みたいなものが適用されるようなことになるのか、ならないのかです。

河川課長 それは、この区画整理とかは都市計画サイド、都市計画課なり、あるいは建築宅地課なりの計画サイドがまず指導、そういう形を通りまして、治水対策について河川課に協議があるわけです。ですから、計画が変更になればそれなりの対応を河川管理者の方では行うということで、今は流出係数の問題だと思いますけれども、Fが0.8が1になるとかそういうようなときはやはり溜め込んでいただくと、0.2分は。そういうことは行政指導でやっていくということです。ですから、それを変更の場合はどこかにまた防災調整池を拡張していただくとか、そういう変更のようになろうかと思います。

徳永委員 それで、大規模の場合はある程度そういうことで掛かってくると思うのですが、いわゆる1haに満たない大店のところでどんどん駐車場が広がっていくというようなことも考えられ得るわけですが、そういう時には何も無いのですね。

河川課長 この基準は一応1ha以上ということになっているわけですが、今ちょっと確認しないとはっきりお話できませんが、市町村の方でそういう指導要綱を持って対応しているというのを聞いております。

徳永委員 たぶんそこで言っている指導要綱というのと、大店立地のときのアセスとはまた別のものになると思うのですが、私も大店立地の方しか関わっていないので分からないのですが、その大店立地の中ではこういう防災面でのアセスというのは現状では全く入っていないのです。したがって、そこら辺がどうなっているのというのはほとんどチェックできない状態です。その一方で緑地率という形で緑にしないと。仙台市の場合にはかなり指導はしているのですが、それもかなり緩和基準というのがあって20%のはずが3%でいいよみたいな状況になってしまい、ほとんどアスファルトを敷き詰めたような状態にどんどん開発されていくというような形になっているのですが、防災面からも大店立地の方も見直しを2年後にするというような話もありますので、そういうところの働きかけというものもあっていいのかなというものが前々からのことですので、この事業とは直接関係ないのですが、そういう方向の検討もぜひお願いできればなというふうに思っています。

河川課長 流出係数をなるべく、舗装なんかしますとすぐに出てきますので、総合治水ではいろいろ浸透性舗装とか、あるいは小さい川でありますと棟間貯留、塩竈市でなんかいろいろやっていたけれども、そういうことをやはりきめ細かにやっていく必要があるかとは認識しております。1haについてどういう形で指導できるか、検討していきたいと思っております。

森杉部会長 今のは特に、この事業とは関係ないけれども、土木行政として検討をお願いしたいという要望ですか、あるいはご意見ですか。

徳永委員 河川行政として。

森杉部会長 河川、道路、都市に関わる総合治水事業に対しての要望とお聞きしました。今まで何時も問題になっていることですので、是非検討して頂きたいとお願いするのは重要なことだろうと思いますが。
ほかにどうぞ。

遠藤委員 河川課長の歯切れのいい説明と熱意でもって、この事業を早目にといい気持ちにはなっているんですけども、1点お聞きしたいと思えます。

調書の方にも東部から西、4号バイパスを挟んだ周辺を河道改修により浸水被害から守る計画という形ではありますが、現在、最上流でダム建設そして最下流で捷水路ということですが、その中間は現段階では計画の段階だと思いますが、平成6年のような集中豪雨の際には耐えられる状態でしょうか。その辺をお聞きしたいと思えます。

あともう1点、前回は再評価審議事業でありました、上流部のダムの進捗状況をぜひ前ダム課長としてどんな感じで進んでいるかお聞きしたいと思えます。

河川課長 平成6年の集中豪雨のように降れば、もちろん溢れます。それと、捷水路を造っても、1時間に84mmで、そして478mmも1日降りましたので、確率評価では180年に1回の雨だったのです。ですから、全てをこの捷水路でのみ込める計画に

はなっておりません。それが50年に1回ですから、それで妥当投資を、B/Cを出して成立するわけです。そうでなければ、物すごい大きな断面が必要であるし、ダムももっとつけなければならないかもしれない。ですから、宮城県の中小河川のこのクラスであれば50年に1回というのが一つの基本的な治水計画上なっていて、多賀城の砂押川、これも遊水地を2つ造りまして、これも50分の1で市街地を守ると。ですから、大きいことはいいことなんでしょうが、そこまでは全てをカバーすることはできないということでございます。

国道4号から上の農地ですが、これも下流捷水路を造り終わりますれば、引き続き上流に向けて改修を進めていくという計画でございます。それと併せて、川内沢ダムの整備も、一昨年、昨年筒砂子ダム問題があったときにお話をしたかどうか忘れましたが、長沼ダムが完成するのを平成24年度としていまして、それまではなかなかダムというものをそれ以外に造ることが難しいという、経済的なこともあります。川内沢ダムについても平成25年度以降になるという考えで投資プログラムを昨年度までは作ってきております。

今の段階は、河川整備計画を立てるということでダム計画の確定を急いでおり、それに伴う調査を進めているところです。実施計画調査の段階ということで。

以上です(「ありがとうございました」の声あり)。

沼倉委員 私、この地区に住んでいるので、この事業はやっていただきたいということはあるのですが、川内沢川の改修で迂回してやらざるを得ない。増田川に繋げていかなければいけないという状況があって、意外とこれは地元の人は余り知らないのですが、ここで問題になるのは、矢野目地区の工業団地があるということだと思っております。これは数十年前に多分開発された工業団地だと思いますので、当時そういう災害が想定されてなかったのかということはあると思うのです。河川課に対してではないのですが、各市町村がいろいろ開発行爲を行う時に、やはり県としては防災のことを考えた上での指導を、今後についてはやっていただきたいと思っております。多分ここに工業団地がなければもっと事業費も軽減された上での防災ができたのではないかと思います。ちょっとこれは私の感想になりますが。

河川課長 先ほど申しました防災調整池の指導要綱も設置しておりますので、矢野目地区、多分大規模開発要綱でこの地区には防災調整池はありますが、ただ50分の1にしてもそれを超える物すごい規模の雨を対応するときに、河川計画としてはこの川幅が狭くて広げるには150tの河道にしなれないわけですから、今の現況流下能力が10tから30t。そのまま使いまして、その足りない部分は広浦に直接流してしまうと。ですから、これは増田川とはつながっておりません。広浦という広い海に会うところに直接水を導水するという事業なので、早く言えば海にストレートに流していくと。これは真っすぐ流すと貞山運河も改修しなければならないのです。ですから、高いか安いかと。多分高くなるのではないかと思います。南貞山をまた引いたりします。そうすると、仙台空港にまた影響が出ます。いろいろなことがあります。仙台空港を水浸しにしないというので上から水をもう直接海に流してしまうという計画を立てたわけです。ですから、こういう方法しか今はなかったのかなという感じはします。また、足りない部分は上のダムでカットすると。

森杉部会長 よろしいですか。どうぞ。

加藤委員 この地区の場合には、下流部に大きい社会資本がたくさん張りついているわけですから、ぜひ早くこの事業を終わらせるように進めていただければと思っておりますが、あと10年くらいで多分30分の1の確率の治水安全度が確保できるということですが、それはそれで、ただ一般の方々から見ますと、その30分の1の治水安全度が確保されれば普段の時の浸水被害は全くなくなるかという誤解される部分あると思うのです。というのは、最近の局地的な豪雨の場合、一つは中小河川が氾濫するという問題と、もう一つは、結局は内水排除が十分にできなくて浸水被害を受ける分がかなりあるのです。都市部では、これは最近非常に問題になっておりますが、この地区では川の方は3分の1の容量というかそれを受け入れられる容量が整備されたとしても、中の下水の方がその排除が十分にできなくて浸水がある程度残ると思うのですが、それらについては今何かご検討なされているのでしょうか。

河川課長 元々この名取川と阿武隈川に挟まれた地区は、名取川かんがい排水事業という国営の事業で整備されているところです。ポンプ場も何カ所かついていまして、湛水防除的にはそういったもので対応可能かなと。ただ、五間堀川でも新たにポンプを計画しておりますので、そういった湛水防除、国の行われたかんがい排水事業と併せた取り組みによって内水の問題も解消されていくのかなという考え方をとっております。

加藤委員 都市下水については特にそれについての検討みたいな、配慮というかはなされていないのではないかと。

河川課長 もちろん名取市でも岩沼市でもそういう下水道計画を立てていますので、市街地の排水というような中で取り組んでいると。しかし、下水関係は10分の1の規模です。

加藤委員 下水の方が10分の1の規模でやっていますので、河川の安全治水度は30分の1、そこに開きあるわけです。その部分はどうしても30分の1の確率ぐらいの雨が合った場合には内水が出てくるだろうと。ただ、今後はこのことをかなり意識して少し解決していく必要があると思うのですが。

河川課長 10だ、50だという話がありますが、下水道計画とか河川計画でのいろいろな工事を出してくる手法も違っていきまして、ただ我々はまずは外水から守ると。そして、下水道で内水の対応もしていただくというようなことで、普通は下水道計画は10分の1とか、内水排除の計画も10分の1とかという規模で整備は治水計画上はしてきているわけです。整合はそれでとれているのかなというような考え方で今までやってきています。

森杉部会長 どうぞ。

沼倉委員 地元では、洪水が安易な山間部のゴルフ場開発とか住宅開発のせいだと言ってい

る方々が非常に多いのです。元々ここはすごく、その開発された山というのは雨の山とかなんとかと呼ばれている山で、麓から見てもいつも、住宅地でも今もそんなに雲がかかっているような地域です。やはり安易な開発というのか、そういう行為というのは、特に先程、貯水池が1 ha当たりの基準があるということですが、非常に気象条件が局地的に違うということもあると思いますので、その辺も十分に考慮していただきたいということと、森林を守って保水を守るということに今後とも留意していただきたいと思います。開発したからかどうかということの科学的根拠は私もよくはわからないのですが、未だに地元ではそういうことが印象としてあるようです。

岡田委員 今の意見と一緒になんですけれども、私は専門が森林なものですから、何でこのような洪水になるのかなということと、これはひどいなという感じを率直に持ちます。山の管理がどうなっているか大変気になります。それから、治水は治山であり森林整備ですし、元々の調書を見せていただいても、6ページ目でも、確かに緑らしきところはあるし水田はあるようですが、森林地帯、遊水池はあっても遊水機能も果たすような森林部分なり畦畔林というか、川に沿った普通はどこでも林があったのですが。このことに対してもう一度見直してみる視点というのは大事ではないかなという気が率直にいたします。

これだけ開発あるいは地価が高いところでは、森林を管理しないという意見も当然のようにありますが、繰り返し繰り返し水害を被るということになると、やはりもう一度考えてみる必要はあるのではないのでしょうか。そういう意味では、この治水事業なり治水管理の一つとして森林化とか山との一体化とか、林をどう使うかということもぜひこの際研究をしていただけるとありがたいと思います。

河川課長 総合的な治水対策として、もちろん治水は山からですので、山をきちっとした形にしておくというのはもちろん基本的なこととして重要だと思っています。また、農地においても治水効果というものを持っているわけですから、そういったことで対応していくと。

ただ、この市街化区域につきましては、私の知る範囲では20年前に仙台都市圏の市街化区域の編入が大規模になされておりまして。今回の編入では臨空地域を中心としてそれほどもう増えていないという認識であります。ここでは市街化というのがこのような状況になっているわけですが、やはりその中ではこのような市街化を計画に見込んでいなければ、防災調整池を恒久的に造って頂くということの行政指導を進めていきたいと思っています。

情動的なものですが、流域には保水能力というのがございまして、飽和雨量というのがあります。多分100mm以内であれば地下に浸透します。山にも地下に浸透するのですが、それを超えていくと直接川に流れてくるという中で、例えば400mmを超えますと山もやはり滑ったりいろいろなことが起きてくるというようなことなので、なかなか森林をきちっと根を張らせても、例えば、去年の熊本の水俣での水害のようにやはり土石流が発生したり、そういう状況に最終的にはなっていくという中で、一生懸命英知を絞って治水対策をするわけですが、なかなか自然の猛威にはこうべを垂れる点もあると考えております。

ただ、そういった中でハードだけでなくソフト面の、今回の新潟、福井のよう

な水害、そういったものを踏まえた警戒避難体制、こういったものの整備を早急に立てていくということも今河川課の中で検討を始めていますので、そういったことと合わせてこの流域も含めて県内の治水対策を見直しつつ整備を進めていきたいと考えております。

答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

森杉部会長 どうぞ。

徳永委員 ハザードマップのことで教えていただきたいのですが、まず1点は、この凡例のところで2mから5mという様な表記されているのですが、この地域は2mから5mまで本当に浸かるのかなというのが1点と、それからこれは平成8年に作成ということですが、東部道路が盛土構造ですから、ある程度防波堤というか堤防のような機能も果たし得るのかなという様な感じがするのですが、何かこの絵を見るとほとんどその影響がないような絵になっているのかなという気がいたしまして、これはソフト対策という意味ではある程度年数がたつと見直しもされるのかなと思うのですが、そのような見直しというのはどういうタイミングでされるのかなという点です。

ちなみに、最初の2mから5mという表現からすると、これはその部分が非常に目立って、黄色い部分というのは比較的安心できるのかなと逆な印象も与えかねないのかなというようなこともありまして、50cm位でもかなり大変ではないかと思うのですが、その辺との関係でこの凡例の表現の仕方を教えていただきたいのですが。

河川課長 このハザードマップにつきましては、想定氾濫区域図という情報を国あるいは県が情報を出してハザードマップを市町村が作ります。これは、名取川、阿武隈川が氾濫したときにどうなるかというのを示していきまして、国に直轄の事務所で県と一緒に想定氾濫区域図を作ってきたのですが、例えば川内沢川であるとかの氾濫のことでなくて、氾濫シミュレーションとしては名取・阿武隈川が氾濫した場合ということですので、150年に1回の洪水によって、降雨によって堤防が切れるというものです。

河川課 中小河川でまず溢れるエリアに名取・阿武隈が重なった場合の最大の表現をしています。ですから、2mから5mというのは、どちらかというと直轄河川の外水の影響が非常に大きいというものです。

徳永委員 実際にそれぐらいもあり得るということですね。

河川課長 あり得ます。計画洪水量は、阿武隈川で9,200t、名取川で5,000t位です。水量が20倍ぐらい違いますから、物すごいオーダーが違います。阿武隈川は福島県から流れてきます。

河川課 現地に行ったとき、槻木のポンプ場を見に行くと、堤防の高さを皆さん見られたかと思います。あれが阿武隈の堤防の高さです。あそこから1m位がハイウオータ

ーになりますので、もし切れるとあの高さで一面に浸かるという形になりますので、かなりの浸水深になるということをご理解いただければと思います。

河川課長 それと、50cm、これはなかなか人間は50cm浸かると身動きできなくなると。津波なんかもそうですが、もちろん高齢者、子供、これは本当に非常に危ないと。50cmというとなかなか動けないというような状況です。だから、岩沼市ではきめ細かに側溝なんかも調べて、「ここも危ないですよ」というようなデータも採ることで、もっときめ細かに防災マップをつくるという作業もしております。

また、これは土砂災害も入っているのか（「入っています」の声あり）、土砂災害の危険箇所とかも入っていますし、そういったことでそれぞれ各市町村がオリジナリティを発揮して住民とともに作って、提供しているというようなところが出てきています。今気仙沼でも作っておりますし、宮城県でも政策目標に謳っていますが、多少作成進度が市町村が悪いので一応今アンケート調査をしていろいろな意向を聞いているところです。

加藤委員 これは150分の1年確率とかでされているんですか、このハザードマップは。

河川課 これは、先ほど申し上げましたとおり、中小河川については計画規模ということで50分の1でまず想定氾らんをかけています。それから、直轄分についてはその計画規模ということで150分の1の想定氾らんを被せています。最大の包絡を表現しておりますので、これが一番浸かった場合の姿とご理解いただければよろしいかと思います。あくまで危険情報ですから、大き目に、一番最大の危険な状態をお示ししたものです。

以上です。

加藤委員 ハザードマップを降雨規模別に作るというのはやっぱり難しいことですか。

河川課 いや、それは可能です。

加藤委員 それで、例えば今回のこのハザードマップで黄色い部分、そういう最大の時の浸水被害状況となると、それよりもかなり小さい雨のとき、例えば何十分の1というときには、この黄色い部分は全く浸水なくなるような感じ受けられると思うのです。その辺について、下水と内水排除の絡みで、そういう時にはどうなるかという何かマップみたいなものも少し市民の方々に提供いただければと思うのですが。

それと、先程、徳永先生からご指摘ありましたように、東部道路の堤防ができていきますので、下流部はかなりそれによって遮られると思うのですが、逆に上流部に浸水被害が今度は集中していくと思うのです。その辺もあわせて少し住民に提供していただければと思うのです。

河川課長 先ほどちょっと言い忘れましたが、徳永委員の見直しのタイミングというのは、ハザードマップは市町村が作成しますので、いろいろな状況が変わればそれなりに市町村が修正を加えていくというようなことをございます。

それから、東部道路でございますが、盛土されても開いているところはいっぱい

あるのです。そうすれば、そこから抜けますし、また下流で切れればやはりこういう湛水が起きるといので、一つの防波堤には一時的になりますけれども、定常的な状態になったときはこういう形に落ちつくのかなと。途中は、早くは浸水速度が遅くても、最終的にはこういう形に落ちついていくのかなと。

多分平成6年9月22日のときも東北本線が一つのバリアになって抑えていた効果もあったかもしれません。ですから、その間は上流が結構高い水位にあったかなというようにも考えられます。

ですから、そういったことも考えられますが、まずは切れてどういう状態で使っていくかというのを表した最大の高さということで示しているのです。

森杉部会長 どうぞ。

沼倉委員 平成6年のときには、増田川とか、阿武隈川は決壊しなかったもので、それであの程度の被害だった。決壊したらもっとすごいことになっていたというのがあるのですが、それで安易な開発はしてほしくないというものの続きなんですけれども、現在ここで空港のアクセス鉄道が通る周辺地区、関下・下増田地区の開発というのは、この黄色と、あと薄い青の地区になるかと思うのですが、ここは氾濫予定地域のところを開発しても大丈夫なんでしょうか。これも河川課の事業の対象ではないのかもしれませんが、何か災害が起きそうなところが開発地域で商業地区もできるというのでいいのかなというのがあるのですが。

河川課長 臨空開発地域200haございますが、これについては増田川が50分の1で改修を終わっているというのと、これは防災調整池を設置しており、計画の中で設置することになっていきますので、その開発区域からの流出増はそこでカットするということになっております。ですから、50分の1以上起こればやはり溢れるわけですので、その辺は完全に河川改修すれば守られるんだというその辺の認識かと思えます。50年というのを考えれば、例えば大規模店舗が30年ぐらいの事業用地を確保して30年ぐらいはそこで多分借りてやったりすると思うのです。その間溢れないとなればそこで経営が成り立つわけですから、そういうことも考えればそれほど変な形ではないのかなと思ってはいます。

森杉部会長 どうぞ。

沼倉委員 都市開発と災害の関係になるとちょっと話が大き過ぎてよくはわからないのですが、名取市も市街化地区というのは比較的今この白い、黄色ではないところが多いのですが、やはり今回のアクセス鉄道の関係でももちろん出来て利用客が増えないといけないという関係もあって多分開発されるのではないかと思うのですが、非常に災害には弱い地区が開発の対象となっているというのがどうしてもあるのです。逆に、そこに入居する方々には、お医者さんのインフォームド・コンセントではありませんが、元々ここは氾濫の可能性がある地区ですよということを十分に考慮して入居してもらおうとかしないと、後でこんなはずではなかったとか、もっと公共事業しろとかそういうことまで言われかねないのではないかと思いますので、これ以上の公共事業をしなくてもいいような情報提供をして開発していただきたいと。これ

以上お金をかけないということを十分住民通知してほしいと思うのですがいかがでしょうか。

河川課長　　そういうことで、我々改修をするときは河川整備計画とか色々立てて住民の方々に入っただいて意見を聞きながらやっていくという手法を河川法の平成9年改正されてから採ってきているわけでございます。また、そういう中で様々なソフト対策も講じてきておりますし、色々情報をきちっと伝えながら進めていきたいと思えます。ただ自然現象を相手にやっているわけで、そのような中で、先程申しましたとおり、100年、200年に対応するような規模のものまでは妥当投資額からしては割れるわけで、だからそういった中で、治水対策は河川法と水防法ということの両輪でやっていくのだという政策を国家がとって国土保全を進めているわけでございます。そういった中で水防法は市町村の首長さんが主体になって避難勧告を出したり、もちろん知事がいろいろな水防警報を出したりしますが、そういったものも一体となってやっていくものだろうというふうに理解しておりますが、折に触れて、絶えず啓蒙活動もやりながらご理解をいただく形で進めていきたいと思っております。

沼倉委員　　多分もう河川課の領域を越えていることだと思いますので。

森杉部会長　　開発構想の根本にかかわる問題ですよ。全く違う意見もあるだろうと思うのです。私はどちらかといえば開発推進派ですから、むしろ防災的に少々贅沢であっても堤防でお金かけて便利なところに開発して重点投資して生産効率を上げて豊かにするという方向もあると思うのです。

また、危険なところはなるべく防災投資をやらないで、しかし不便なところに住むということによって一定の効率性を上げるという案があるだろうと思うのですが、これは論争の問題だと思います。

沼倉委員　　ただ、意外と住民が自分たちの状況、名取市が作って、あと今から開発しようというときに、多分入居してくる方々は非常に多いと思うのです、商業施設をつくるとか。あらかじめ氾濫が割と多い地域だということを知って水浸しになってもしょうがないなと。50年に1回ぐらいはしょうがないなと思って入ってもらうようにしてほしいということです。

森杉部会長　　消防法に基づく事前の警告とか、マップによる知識の、インフォメーションをきちんと提供することが重要だと思います。話されたとおり、今までその点はかなり抜けていたのではないかと思います。やっこのハザードマップも公表されるようになったと見えていますが、その前は住民がこういうものを公表するのは困るというのです。なぜかというと、地価が下がるから。特に、リアルな50分の1ぐらいの確率で出したものは直接に地価動向についてピンポイントで分かりますね。そうすると、こういうふうに出しておくともまだわからないから、僕はそういうふうに疑っているんです、実はこの出し方は。

沼倉委員　　本当は土地売買のときの重要事項説明書ぐらいにも入れてほしいぐらいですけれ

ども、これはなるべく市町村に開示するとか住民に徹底するよという県のご指導をそれなりの部署にお願いしたいと思います。

河川課長 治水政策も変わってきていていろいろな河川審議会の答申がありますが、溢れるということを許容してきているのです。そういう中で、ソフト面の対応をどんどん知らせていった方が情報としてはいいだろうと。昔は、20年前はこういうことはありませんでした。やっぱり先ほど言った土地の地価が下がるという問題でありまして、七北田川の浸水実績図を公表することすらできなかった。でも、やりましたけれども。そういう中で、今こういうことで危ないですよ。自分の命は自分でまず守りましょうと。災害は、自分の命は自分で守らなければならないのです。その中で行政が公助する。あるいは、みんなで共助する。自助、共助、公助というんですか、そういう中でやっぱりやっていくべき問題かなと。それが妥当な、答申の中でそういったそれぞれが役割分担してやっていくような問題かなというふうに考えていますが。

森杉部会長 この問題は、どこに行っても同じような形で論点の焦点になります。それで、結局みんな解決がつかないのですが、それぞれ立場が違う格好で何回も出てくるのです。ただ、少なくとも警告を含めて情報をきちんと伝えること。今までもやってきていると思いますが、そういうことはぜひより推進していただきたい。あるいは、山の管理をよりしっかりやっていただくというために何をやっているかということの情報開示をお願いしたいと思っています。

岡田委員 蛇足なんですけれども、この絵を黙ってさっきから見ていると、本当はもっともっと氾濫させて、もうちょっと土地部分をきちっと高めて、その上で開発をするとよかったです。だから、1000年のオーダーでの土地利用の問題なんですけれども。現状でこれを見ると、私なんかの目では、河川としては上流と下流しかないというか中流域がないです。だから、思想としては、中流域をどういうふうにつくってやるのかとかそういう視点がもう一つ何か河川管理の中にあるといかがかなという気がちょっとしました。

森杉部会長 もう一つ私の方からあります。

槻木地区の公共事業のとき課長さんはいらっしゃいましたが(「途中からですけれども」の声あり)。今回の地図でもそこは全く載っていませんので、今回載せるのは無理かもしれませんが、3年後にはぜひ丁寧に槻木地区の湛水防除事業を明示して、その効果がイメージ的に分離できたり融合しているかということがよくわかるような形での整理をお願いしたいと思います。

河川課長 その点につきましては了解しました。この事業を進めるときにいろいろ協議しまして、覚書等も締結していると聞いておりますから、その中で湛水防除事業が終わった時点で、我々が上流工区に入る前に河川計画の見直し等々も出てくるというふうに認識しております。ですから、ダブルカウントのないように計画論上整理して改修を進めたいと思っております。

森杉部会長 ほかに。どうぞ。

遠藤委員 現地視察の際にも説明は受けたのですが、捷水路の計画予定地に農業用水路が並走して走っていますよね。何でこの用水路を利用できないのかなというのが単純な理由なんですけれども、その辺教えていただければと思います。

河川課長 基本的に防水体制を一緒にするというと、多分用水の用件と排水の用件で違ってくるのではないかと思うのですが。

加藤委員 そのことではなくて、今回ショートカットする捷水路と現況の八間堀との関係で、捷水路は現在の八軒堀を拡張して利用し、八軒堀は別に開削して並走させるという説明がありました。なぜそうしなければならないのかと。その排水路も河川（捷水路）と一緒に組み込んで1本にすることはできないのか、ということが遠藤委員の質問の趣旨ではないかと思いますが。

河川課長 捷水路は洪水のときだけ流すわけです。ですから、揚水期には水が基本的にはない。ですから、用水はちゃんと田んぼに水を乗せなければならないわけですから（「排水路です。だから違うのです」の声あり）。

森杉部会長 話を整理して、お答え下さい。

農地整備課 今のところは用水路ではなくて排水路だと思います。河川の場合、高位部の排水となりますので計画水位が違っておられますので、一緒にすることはできないと思います。計画水位が違いますので、それは分離したような形で計画するべきなのが妥当だと思います。

森杉部会長 計画水位が違うとなぜ分離しなければならないのですか。

農地整備課 目的も違いますし、今言いましたように高位部の排水、山手の分の排水を海の方に流下させるわけですので、今入っている排水路は農地部の排水なものですから、そういうふうには高さが違うのです。水路勾配が違っておられます。堤防の高さも当然違います。

田中副部会長 排水路は末端にポンプがあって、そこで強制的に排水するけれども、河川の方は直接海に出しますよね。末端の処理が違いますよね。

森杉部会長 そういう質問があるかも知れませんが、なるべくわかりやすく説明をお願いします。県民からもあるかも知れませんが、私たちもそう思いましたよね。この点は一緒にしてもいいのではないかなと思いましたが、専門の方からお聞きしますとやはりそうではないことが分かります。

それでは、これは恐らく皆さんお考えとしては一応継続であるご判断なさると思います。そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

森杉部会長 色々なご意見がおりますが、特にこの附帯意見としてここで申し上げたいということはございますか。先程の件は、一般的に河川の治水と開発と、あるいは開発者の責任問題、こういう問題の枠組みについての意見であったと感じました。

それから、また環境問題です。特にここで何とか、対策を考えて欲しいというようなご意見ではなかったと思いますので、一般的なご意見として記載して頂こうと思います。ここでの附帯意見や附帯事項とはしないと思いますがいかがでしょうか。

徳永委員 ここで附帯意見にするのは難しいと思うのですが、先ほどから私が問題意識持っているのは、要するに交通でいえば需要管理です。TDMとまさに同じようなことで、出来た施設を有効に活用してくださいと。だから、今までのように需要が増えたらそれに応じてまたどんどん施設を造っていくんだというやり方がもうなかなかできない時代に入ってきているわけですから、50年、100年先に足りなくなってまた拡張するということはしようがないかなという感じはするのですが、造って5年、10年たったら施設が容量がもうパンクしてより大きなものを造らなければいけないんだというような形になっては困るので、そうならないようにある程度開発側の需要コントロールというんですか、開発そのものを止めるということではなくて、開発に伴ってその河川に対する負荷を高めることがないような形でうまくコントロールしていったらいいなという趣旨なのです。

ですから、ここでそういうような意見を付けるというのは難しいと思うのですが、そういう意図であるということをご理解いただければありがたいかなと思っていますが。

森杉部会長 それが難しいのです、先生。これは恐らく、行政というか政治の根幹でしょう。

徳永委員 そういう意味では、この河川事業単独で意見を付けるわけにもいかないのです。

森杉部会長 ただ、開発と保全と、それから防災と効率よく組み合わせて欲しいということだと思うのですが、恐らく何回もこの意見は多分出ていると思います。事務局の方で昔の議事録を参考にさせていただいて、適宜一般的な意見としてはどのような意見があったという取りまとめ方を検討して頂けますか。

河川課長 市街化区域とか都市計画区域とかの話は都市計画審議会でなされまして、我々の開発に対するあれも行政指導ですからおのずと限界もあるわけです。ですから、そういう中で一生懸命治水対策をこういう指導の下、みんな協力してもらって行っているというのが昭和48年の大規模開発要綱から培われた秩序だと思っていますので、そういったことでこれからこのようなスタンスでいくのかなと。これは行政指導ですから法律でも何でもないので、だからそういった形でこれからも進めていく。強権を発動して河川法が開発するとも言えるかと。ですから、例えば流域管理法とかそういった形で全体の法体系ができれば、これは都市計画法、河川法、いろいろな法律を束ねたものができれば国家管理として可能かと思いますが、今の時点ではこういった行政指導でいくしかないと思っています。

森杉部会長 本当ですか。やっぱりいろいろとあるようですね。そうなってくると……。もうやめましょうか、これは。

両角委員 余り関係ないので教えていただければと思うのですけれども、貞山堀とか五間堀川ですか、こういう昔の運河ですよ。さっき、例えばこの辺の改修するのちょっと話も出ておりますけれども、こういうものは将来どういう形で利用していくのでしょうか。つまり、多分運河としてはもう余り意味がないですよ。しかしながら、何か治水の中でこういう昔の運河みたいなものをどういうふうに使っていくのかという何かそういう方向みたいなものを教えていただければありがたいのですが。今ある意味では、歴史的な遺産みたいになっているわけです。

河川課長 運河を、そこに川内沢川も五間堀川も皆つながっていますので治水上の役割も持っているわけです。確かにポンプ場がありまして内水の受け皿にもなっています。そういった面では治水上の役割も持っています。

それから、伊達政宗時代からの船運、ただ途中仙台港ができましたのであそこで切れていますけれども、やはりまだまだ漁業の小さな小舟はそこを通っていくと、太平洋の荒波を避けるかのように。

そういった役割もございまして、また宮城県の白砂松青ではありませんけれども、そういった環境的な要素を持った歴史的な遺産としてやっぱり河川文化の発祥といえますか、そういったものも含めて、歴史の薫る運河整備事業等々も整備してきて、それがどう活用されていくかというのは検証しなければならないのですが、それなりの役目をまた次の時代に築いていかなければならないのではないかと考えています。

両角委員 そうすると、例えばもっと深くするとか、そういう治水の中で続けて、その関係で整備していくということもこれは十分あり得るという考え方なんですか。

河川課長 基本的には、もう積極的な治水対策ということで運河を広げようとかという考えは難しいのではないかと考えております。今の現況の中で持っている役割、それを踏襲しつつ、例えば今名取川と七北田川の間で井土浦の治水対策も立てて今年からスタートするわけですが、そういった中で今ある機能を活かしつつ負荷をかけないように活かしつつ対応していくと。ただ、大規模な広げるとか、掘るとかというのは、両方にまたがって大きな川の間をつないでいますから、お互いの流況を調整するような河川なのでなかなかそう掘り込んだりというのは難しいのかなとは思っています。これからどういう雨が降るかというような点もありますけれども、現時点では積極的な治水対策は難しいのかなとは思っています。

森杉部会長 時間がかかり超過しておりますので、こちらで打ち切ります。

そうすると、当面特定の附帯事項とか附帯意見なしで継続ということで承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

森杉部会長 ありがとうございました。
40分まで8分ほど休憩いたします。あと1件だけ、事後評価があります。

休憩（午後3時32分）
再開（午後3時40分）

森杉部会長 それでは、議事を再開します。
議事の（2）事後評価の試行についてですが、資料3として「公共事業事後評価の試行について」とありますので、これにつきまして事務局の方からのご説明をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、資料3「公共事業事後評価の試行について」を説明させていただきます。

試行の目的ですが、今年度新たな取り組みとしまして、公共事業事後評価の試行を部会にお願いしておりますが、事後評価の目的としましては、評価結果を改善に結びつけることであり、（1）の事後評価の対象となった施設自体の維持管理や運営方法等の改善に結びつけることと、（2）の同種事業の事業計画の策定や調査などを実施する際の参考として改善に結びつけることが挙げられます。また、（3）の県民への説明責任を果たすことも大きな目的の一つと考えております。

県としましては、事後評価制度の正式導入を目指しておりますが、制度の課題等の把握、検討を進めるためにも試行を実施し、その実施状況を部会で報告させていただいて手法等についてご意見をいただきたいと考えております。

試行実施事業としまして、事後評価の試行を実施する事業につきましては、先日の現地調査でも見ていただきましたが、一つ、低コスト化水田事業大区画ほ場整備事業、五輪崎地区。それから、二つ目は、一般国道113号、郡山バイパス整備事業。三つ目としましては、都市計画道路、相の釜館腰線道路改築事業であります。この3事業は、ある程度規模の大きな事業から選定していますが、事後評価の対象となる事業の要件につきましては、正式導入に向けまして恣意的な判断が入らないよう十分配慮しながら今後検討を進めてまいりたいと思っております。

試行における評価の視点であります。

事後評価の試行を行う際の基本的な視点につきましては、一つとしまして事業効果の発現状況。二つ目としまして、事業実施による環境の変化。三つ目としまして、改善措置の必要性、今後の課題等。四つ目、その他説明責任の観点から必要と判断される事項等と考え、これらを確認していただくのに必要な調書を作成しておりますが、不足している点などがございましたらご意見をいただきたいと思っております。

評価の項目及び内容であります。

評価の項目とその内容につきましては、国などの例を参考としまして、事業種別ごとに事業の特性に応じて設定し、評価調書を作成しております。これは、事後評価に関しては、特に事業効果の発現状況など事業種ごとの特性があることから、柔軟に対応した評価手法が必要であると考えて、あえて統一せずに事業ごとに異なる調書様式としております。共通項目などにつきましては、試行を踏まえ、今後できるだけ統一した様式にしていきたいと思っております。

結果等の公表であります。

事後評価の試行結果等につきましては、透明性の確保の観点から考えまして、試行といえども再評価と同様に公表することといたしました。

これから担当部局から試行結果の報告をさせていただきますが、評価項目、資料などの過不足や正式導入に向けて制度上検討が必要な点などにつきまして広くご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

森杉部会長 ただいまのご意見に対しまして、ご質問、ご意見、ございませんか。どうぞ。

徳永委員 今回の資料の3番の評価の視点なんですけど、これで(2)の「事業実施による環境の変化」というのがあるのですが、この「による」というのがよくわからないのですが、事業実施による影響ということであれば、環境の変化というよりは(1)番の事業効果の発現に近いニュアンスになるのかなというふうに思うのですが。それとも、事業実施前後での環境の変化ということなののでしょうか。

行政評価室長 事業実施前後での環境の変化をとらえて、事業効果と関連する影響についても含んでおります。

徳永委員 はい、わかりました。

森杉部会長 そうですね。これは事後評価ですから、関連するいろいろな観点から見て問題が発生していないか、うまくいっているだろうか、こういうことを見ていこうということだと思います。

徳永委員 実は、この環境の変化というのが二つあって、一つはその事業とは関係ないところでの環境という部分での変化ということと、もう一つは(1)で言っている事業効果というのがいわゆるプラス側の効果だということであれば、逆に事業によってちょっとマイナスになる部分も当然出てくるだろうと。それとの対比ということなのか、それともそのマイナスも含めて効果の発現という中でプラス・マイナス両方をちゃんと見ていきますよということなのか。そこら辺の整理です。

行政評価室長 (1)、(2)とも、プラスとマイナスの効果を見ることにしております。

徳永委員 1番でプラス・マイナスは両方見ると。そうしますと、2番は事業を取り巻く状況がどう変わっているかということを確認しておくということですね。

行政評価室長 そのとおりです。

田中副部会長 いろいろな事業の種類によって非常に性質が違うということは前々から強く感じているのですが、そういった意味で今回事後評価においてそれぞれの種別ごとに評価調書を作成するというので、その点は評価したいと思うのですが、特に先程もあった河川とか防災関係、その場合の事後評価というものがどういう形で評価されるのですか。何年確率まで対応できてますというようなことしかできないのでしょ

うか。どういう評価項目になるのかなということが具体的なイメージが持てないのですが、どのように考えていますか。

行政評価室長 まだ具体的には検討しておりません。

田中副部長 そうですね。種類によって盛られる内容が変わってくるのではないかという感じはするのですが。

森杉部会長 問題意識として持っておきましょう。実際に洪水がなくても、例えば50分の1の確率で洪水があった時にどういうところになってきて、どんな機能が立地しているのか。あるいは、それがどう変わったかということによって被害がどう防げているかというのは想像はできますね。そういう実態を押さえておくというものではないかと思います。

加藤委員 今の関連で、農業農村整備事業の場合には、昨年度から農政局の方でも国が補助している事業、いわゆる県営事業とかについて事後評価を全部行っているのですが、そのときの幾つかのチェック項目というがあります。農政局で行う評価項目と県でやる事後評価のチェック項目を合わせるということは必要ではないでしょうか。その方が事務的に非常に楽なんだろうと思うのですが（「合わせている」の声あり）。合わせているのですか。そうであればよろしいのですが。

森杉部会長 国土交通省の方はもう事後評価を始めているのです。これは合わせていますか（「合わせている」の声あり）。そうですね。試行の段階ですから、繰り返し繰り返しこの問題には返ってくることになると思います。早速ですが、第1号の試行をお願いしたいと思っています。ほ場整備事業、五輪崎地区についての説明をお願いいたします。

農村基盤計画課
専門監 農村基盤計画課の川村です。説明させていただきます。
まず始めに、先日現地調査、雨の中大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

説明に入ります前に、配付している資料の確認をさせていただきたいと思います。まず一つは、公共事業事後評価調書。この調書中心にご説明してまいります。それから、もう一つございますが、補足資料。これには評価調書の方に入っている各種データが書いてございます。それから、もう二つございますが、費用対効果参考資料1、それからその2。全部で四つ使って説明してまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、調書1ページをお開きください。

事業名ですが、低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業、五輪崎地区でございます。

事業主体は宮城県です。

事業の概要ですが、宮城県志田郡松山町ほか2町。鹿島台町と南郷町が入ります。にまたがる五輪崎地区において、明治・大正時代に耕地整備された10a区画水田を1区画50aから1haの区画に整備し、経営規模拡大等による低コスト化水田農

業を推進する目的で大区画ほ場整備事業を実施したものであります。

事業は平成4年度に着工し、区画整理面積318.2haを総事業費63億円で整備し、平成13年度に完了しております。

次に、評価の内容についてご説明いたします。

先ほど事務局から評価の項目、ご説明ありましたけれども、その項目の順番に従って説明してまいります。

最初に、1ページの中段から下に書いてございますが、事業効果の発現状況です。

本事業の実施により地域農業の中心となる担い手農家が事業実施前は4戸であったものが、平成15年度までに個別担い手農家19戸、生産組織7組織と拡大育成されております。

また、担い手農家への農地集積状況ですが、事業実施前の面積が109.9haであったものが、平成15年には223.8haに集積が拡大されております。これは、地区面積の70%が地域の担い手に農地集積されたことを意味しております。

担い手農家の平均経営規模については、補足資料の2ページを参照願います。

個別担い手農家の平均経営面積は4.38haから7.8haに増加し、事業実施前から178%、目標面積の8.58haに比べて90%の達成に至っております。

このような担い手農家への農地集積は、田植え機やトラクター、コンバイン等の農業機械の台数の削減となってあらわれております。

その内容は、補足資料の4ページを参照願います。

この中で、田植え機についてご説明いたしますけれども、実施前台数194台のほぼ3分の1の66台に地域として削減されております。

また、区画の大区画化により、水稻の10a当たり労働時間が事業実施前の63時間から14.7時間に短縮されております。

この内容につきましては、補足資料の6ページをご覧ください。

この数値ですが、現地の担い手農家を対象に労働時間の実測調査を行ったものです。労働時間の中で特に水管理については8.2時間から1.7時間と、実施前と比較して80%の減少となっております。

これらの結果、水稻の10a当たりの生産コストが19万5,178円から8万6,916円に55%ほど縮減されております。

その内容につきましては、補足資料の7ページに下段の方に書いてございます。

また、水田の汎用化により、小麦、大豆、玉ねぎ、馬鈴薯などの作物が新たに作付されるようになりました。作付面積、作付状況については、補足資料の8ページから9ページに記載してございます。

調書に戻っていただきます。2ページの費用対効果でございます。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化について、特に全体作付面積の7割を占める水稻の変化については、10a当たり収量について実施前の536kgが実施後では549kgと13kg増加しています。

この内容は、補足資料の15ページをご覧ください。

主要作物として、水稻、大豆、小麦、馬鈴薯の収量及び単価についても記述しています。単価については、馬鈴薯を除いて計画に対し安くなる傾向にあります。

補足資料の16ページをご覧ください。

事業費については、計画総事業費64億6,680万円に対し、実績は63億63万5,000円と1億6,600万円ほど減額になっております。これは、事業

量の精査や再生骨材使用等のコスト縮減によるものでございます。

また調書に戻っていただきます。2ページをご覧ください。

費用対効果につきましては、作物生産向上効果1,106万6,000円、営農経費節減効果2億8,782万9,000円、維持管理費節減効果2億436万5,000円、更新効果1億430万2,000円で、総効果額は6億756万2,000円となっております。

その内容につきましては、費用対効果参考資料4ページ以降に書いてございます。

まず、4ページの生産向上効果ですが、これは水稻の単収の増加によるものと、転作作物の収益増加によるものです。

6ページをご覧ください。

営農経費の節減額です。これまでに説明いたしました農作業労働時間の短縮や規模拡大による機械経費の縮減等によるものでございます。

7ページをご覧ください。

維持管理費節減額ですが、用排水路がコンクリート水路になったことにより水路の維持管理等の作業が大幅に縮減されたことによるものです。

10ページをご覧ください。

ここには、更新効果を記載しております。更新効果は、廃用施設のもとで行われていた農業生産が更新された施設で維持されることを効果としてとらえるものです。従前施設の建設費が妥当であったという前提で、それを再建設するための最も経済的な建設費をもって効果額としております。

調書の2ページに戻ります。

これらにより、事後評価の費用対効果は1.18となっております。

なお、計画時点での費用対効果は1.05でありました。

調書の2ページの下段をご覧ください。

3の事業により整備された施設の管理状況です。

造成された施設は、土地改良財産として工種ごとに区分し、それぞれ松山町、鹿島台町及び志田郡桑折土地改良区に管理委託されております。

管理の状況については、補足資料の17ページに載せております。

小排水路や集落排水路の維持管理については、非農家を含めた地区住民により適切な管理がなされております。

調書の3ページをご覧ください。

上段の4事業実施による環境の変化についてでございます。

先ほど徳永委員等からいろいろご意見ございましたけれども、ここでは事業実施により地域の農業環境、この辺を中心に記述してございます。

まず、(1)の農業生産環境についてでございます。

松山町には酒造会社がありますが、地域内農家20戸が松山町酒米研究会を組織し、酒造会社との契約栽培により酒米「蔵の華」を15ha程度栽培しております。これは、ほ場整備事業の実施により農地集積による団地化での統一した栽培管理が可能となり、高品質酒米の生産環境が整ったことが大きな要因となっております。

次に、生活環境の変化の状況です。

事業により建設された幹線道路は、農業生産活動や農産物流通の利便性はもとより、松山町中心部と集落を結ぶ最短コースとなっており、主要施設へのアクセス効果が向上しております。

また、事業で創設された用地には集会所等が建設され、地域住民の交流の場としても利用されている状況にあります。

続いて、5番、社会経済情勢の変化でございます。

補足資料19ページをお開きください。

本事業の実施により水田の汎用化が図られ、転作作物として新たに玉ねぎ等の栽培が可能となりました。生産者は、単に商品として玉ねぎを販売するのではなく、農作物の収穫を通して農業を学んでもらおうと平成12年から幼稚園児や小学生を対象に玉ねぎ収穫体験を実施しています。これには毎年200名以上参加していますが、今後も食農教育の一環として、さらには地域内交流の場として継続していくことしております。

6番、利用者等の意見としては、受益農家の意見ということになると思いますが、平成14年度に営農状況に関するアンケート調査を受益農家285戸の中から103戸を対象に実施しております。平成15年度にも担い手農家実態調査を28戸対象に実施しております。

調査の内容については、補足資料20ページ以降に記載しています。

これらアンケートによる農家意見を総括すれば、ほ場整備の効果として農作業効率がよくなったこと、作業委託をする農家が増加したこと、排水条件が向上し転作の団地化が可能となったことなどがあります。中でも、農作業時間がかなり縮減され、特に水管理に要する時間は、先ほども述べておりますがかなり短縮されたとの意見をいただいております。

3ページの下段、その他でございます。

当地区の先進的な取り組みといたしまして、補足24ページに概要をつけてございます。

先日の現地調査でもご覧いただきましたけれども、機械の効率性や生産性の向上を目的として農道ターンや用水・排水・暗渠排水、これら水管理の集中管理の新技术を取り入れた一区画の大きさが5.3haのスーパー大区画ほ場を造成いたしました。このほ場での営農活動が今後の大規模経営のモデルとなるものと確信しております。

調書3ページに戻りますが、地域の今後の課題です。

米政策改革大綱に対応し、松山町の地域水田農業改革の基本的な方向を示した松山地域水田農業ビジョンを推進することとしています。ビジョンに掲げているほ場整備事業により汎用化された水田の高度利用は既実践しているところですが、地域農業の核となる担い手農家への農地集積をさらに促進し、土地利用型作物の作付面積の拡大と収益性の確保に向けた取り組みが今後とも必要になると思っております。

最後に、事後評価の試行では、評価の視点とした事業の必要性、効率性、有効性の観点について、既存データを活用し定量化に努めてまいりました。しかしながら、適正な評価を実施するためには新たなデータの収集の必要性も考えられ、しかも調査項目の大半が農家を対象としたものとなります。そのようなことから、再評価の実施に当たってはかなりの時間と経費を要するものと考えております。

以上で農業農村整備事業の事後評価試行結果についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

森杉部会長 ありがとうございました。
それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。

長田委員 前に聞いたのかもしれませんが、この受益者負担というのは、この場合全くないのかどうかということが一つと、それからこのほ場整備というのは国の方針で全国的にやっているものなのかどうか。もしそうだとしたら、全部宮城県内のほ場整備がこれからなされていくのかなと思いますが、その順番みたいなものがあるのかどうかを教えてください。もちろん効果は上がったということは十分よくわかりましたが。

農林整備課
専門監 前回も多分ご説明したかと思いますが、農家1戸の負担は事業費の5%ということになっております。残りは、国と県と市町村の負担になっております。

それから、ほ場整備の今後の方向と国の関与でございますけれども、自給率の向上ということを国で掲げておりますし、担い手に施策を集中するという国の方針の一つとして、ほ場整備事業が挙げられております。また、国の施策の一つでもあります。県においても米どころということで低コストに米を生産して、しかも米づくり農家の担い手が育成されるようにということで、今後ともほ場整備を進めることにしております。

順番についてでございますけれども、県が一方的にこの地域は行うべきだと、そういった取り組み方ではなくて、やはり地域でやっていこうという、あるいは担い手を決めてこのような方々に農地を集積して地域農業を守っていくと、そういった考えが明確になってきているところから取り組んでいくといった基本的な手法になっております。

加藤委員 補足しておきますけれども、農業農村整備事業の中の土地改良事業に当たる部分は、これは国が計画立てるという形ではなくて、いわゆる受益者である農家の方々の、法律的には申請事業になっています。そういうところが一般の土木関係の事業とは大きく違うところです。

徳永委員 まず、担い手の定義を教えてくださいたいんですが。

農林整備課 個別担い手につきましては、これは事業制度上の定義ですが、経営面積が5ha以上あれば担い手ということになります。あと、任意の生産組織の場合が、オペレーターの作業面積が5ha以上であれば、その組織が担い手というような形に捉えています。

今回の低コストの事業ではお話しした通りですが、米政策改革大綱では4ha以上の経営面積があれば一応担い手というような形になっていまして、その点若干面積要件が違っております。今回は5ha以上ということで事業制度から整理しました。

徳永委員 そういう意味で、このほ場整備の効果と担い手に集約する効果とが、組み合わせられているのかなという感じがするんですが、例えば労働生産性というものが担い手とそうでない者との格差が広がっているのかどうかとか。それに伴って今後どうすべきかというような課題が出てくるのかと思いますが、その辺はいかがなんでしょう

うか。

農基盤課 効果が組み合わさっているということなのですが、ほ場整備を実施し、それで担
専門 監 手をつくっていくのが仕事の流れです。担い手が究極的に集積さるまでの間は
いろいろな方が地域で経営しております。けれども、少なくとも現状より、先程ご説
明したとおり機械も減ってきている、労働時間も減ってきているということからす
れば、総体的には各々効果があると思います。ただ、究極の効果を求めるとすれば、
規模拡大して集積した方が農業をやれば一番効果が出るということにはなってきま
ず。いずれ面積が仮に同じだったにしても、その方の農地をだれかに委託するか
そういったことも考えていけばそれなりの効果もはっきりしていると思っております。

徳永委員 この辺、事後評価の位置付けで議論のあるところになると思うのですが、ある意
味事業を行うか行わないかということの判断ではなくて、事後評価を行う意味とい
うことであれば、より効果をどうやったら発現できるのかとか、あるいは問題点があ
った場合に何が問題で、それを改善するにはどういうことを考えないといけない
のかということをおの中から探っていくということも一つ重要な任務ではないかな
というふうには思うのです。

そういう意味では、この事業のほ場整備ということだけではなくて、一方でそう
いう集約化を図っていくということも一つの目的があるのだとすれば、それに向け
てこの地域ではどういう状況にあって、どういう点を反省しなければいけないのか
というようなことを整理しておく必要があるのではないかという気がするのです。

あるいは、集約化することによって本当にメリットが出るのか出ないのかとい
うことも評価しておかなければならないと思うのですが、そういう視点で見ると、今
回はそこら辺をトータルで評価して当初の目的は果たしていますよということで、
それはそれでよろしいのですが、今後の事業をどのように推進していくかというこ
とに向けてということであれば、よりそういう突っ込んだ分析をしていく必要があ
るのではないかなというふうな印象を受けました。

農基盤課 委員の言っていることはよく理解いたしました。農業農村整備事業は再評価受け
専門 監 ておりますが、いろいろな種類の事業がありまして、これはほ場整備事業とい
うことでこの様な事後評価の試行を行いました。他の事業もこの方法で行えるのかで
きないのか、まずその辺の課題の検討が中心になっています。メリットの有無とか、
さらに効果を上げるための課題を見つけることも並行して進めていきますが、まず
は農業農村整備事業で事後評価する時にこういった項目が、しかも既存の資料だけ
で本当にできるのかどうか。新たにデータをとり始めますと、本当にそれ1回きり
で評価できるのかという問題もありまして、内部的には詰めさせてもらっている状
況です。

答えになりませんが、言われていることはよく理解いたしました。

徳永委員 より詳細な分析となると追加調査とか必要になると思うのですが、多分この時間
の短縮であるとかそういうものを調べていただいたときの資料をもう少しクロス集
計などで分析していけば、比較的簡単に追加調査なしでもある程度の評価はできる

のかなという印象があったものですから、ぜひ検討していただければと思います。

農基課
専 門 監 わかりました。

森杉部会長 費用効果マニュアルのご説明をいただいた時に、生産性向上効果は作付面積に応じて生産性が変わるような係数を使ってあったと思うのです。そういうことを今徳永先生は言うておられるのですよね。だから、一定程度やっておられるんじゃないかなと僕はそう思ったんですが。要するに、生産性が作付面積に応じてどう変わるかということですよ。

農基課
専 門 監 そうということです。生産性というのは、労働生産性と作物の量というのがあります。スケールメリットということからいけば、労働生産性は明確に変わってきます。例えば、同じ作物を植えて、0.5 haのところ植えたのと1 haのところ植えたのが本当に10 aあたりに換算したときに収量が変わるのかどうか。その辺は多分、効果の中では計上しないことになっています。

森杉部会長 生産性効果として圧倒的に大きいのは、労働生産性でしょう。その労働生産性がどの程度かというのが決定的に重要だと思うのです。徳永先生はそういうことを言うておられるので、今のマニュアルでも規模別に生産性が違うということからして、既にある程度計算しておられますよね。

農基課
専 門 監 机上での計算はできるんですけども、それを検証しなければならないのということでしょうか。

森杉部会長 マニュアルでも一応過去のデータに基づいて労働生産性が作付面積に応じてどう変わるかということはデータとしてある程度持っておられるんですよ。

農基課
専 門 監 はい。

森杉部会長 だから、その点だけをチェックしていただければ、先生の質問に対しては答えられるのではないかと思いますので、今回でなくても結構ですが、そのデータを見ていただくと一定程度わかるのではないかと思います。恐らく、その観点から担い手という言葉の定義もなさっているのだろうと、想像します。

沼倉委員 生産費に関する質問ですが、補足資料の7ページのところで、実施前の生産費10 aあたり19万5,000円が実施によって8万6,500円に下がった。非常に効果があって、その中の一番大きなのは労働費ですが、労働費はかなり計画値よりもさらに向上が図られていらっしゃる。ただ、機械経費につきましては、計画値よりも実績の方がコストが2倍以上かかっているという状況にあります。これはどのようなことでしょうか。実施前は9万円なんです、計画では10 aあたり2万円に下がるという話の実績とすると4万5,000円ということがあるよう

なのですが、これはどのようなことが要因なのかというのは、お調べになられていればお教えいただきたいと思います。7ページです。

農機整備課
専門監

今のことですけれども、もし足りないときは担当の方から説明してもらいますけれども、5ページをご覧ください。7ページのヒントが5ページにありますからご覧頂きたいのですが、例えば上の方に黄色でマークついているところで田植え機がありますが、実施前は台数が194台、計画では41台にしようとしていましたが、現時点はまだ66台持っています。この部分が最適な計画の台数に応じていけば、極端な話、機械費は計画に近づくのですが、まだそこまで装備が、効率化という言葉なんです、余計な機械がまだ地域にはあるというような感じになります。

逆にいけば、計算した農家の方が自分の機械をフルに使い切れるほどの農地の集積がまだなされていなかった可能性がある。それらの結果が7ページの19万円と6万円と8万6,000円という部分に至っていると考えます。

農機整備課

補足しますけれども、6ページの表-4をご覧くださいと思います。

表-4の方に実施前の平均労働時間、作業別の労働時間を整理してございます。実施前10a当たり63時間かかっていたものが、実績では14.7時間に減っています。これに全て労働単価を乗じますと7ページの表-5のような労働費が求められます。この時間の差が直接労働費の差です。

機械経費の方ですが、先ほど専門監が説明しましたように、計画では効率的な農作業を展開するというので、ある程度の機械整備を想定して計画しているわけですが、実質的にはまだそこまでは至っていないということで、計画と実績の差が倍位の開きがありますが、まだその計画までの機械整備がされていないということでこういった数字になります。

沼倉委員

これは時間の経過とともに計画値に近づいてくるものか、もしくは計画値の方の見積もりが甘いのか、どちらの考えでしょうか。

高橋委員

農家サイドから言わせていただきますと、うちの方もほ場整備が終わってまだ2年ぐらいなんですけれども、農家というものは、あくまでも自分の家で自分の耕作地を耕作したいという希望があるんですけれども、ほ場整備が進むにつれてほ場が大きくなると、自分の家で持っていた機械では手に負えなくなって委託するか新しく機械を買い換えるか、その更新時期に当たると思うのです。それで、計画では、この面積に対して何人でできると多分計算上の人数でやった時間とか単価が記載されていると思うのです。完成したのが平成13年ということは、今年が平成16年ですからまだ3年や4年でそんなに計算どおりにはいかないと思うのです。やはり5年、10年の期間があって計画がなされていると思うのですが、農家は頭ではわかっている年とった人たちはまだ自分でやれるということで、自分の家で機械を買ってやっている人たちがまだいると思うので、その分で単価とかいろいろな部分が実績として余り良くない結果だと思うのです。

沼倉委員

事業評価をするタイミングということで、二、三年では効果の発現がもし難しいということでそのタイミングなんです、5年ぐらい経過したものが適当なのか、

二、三年で事後評価していいのかとかという問題が残ると思います。この事業の場合、今後機械が集約されてくるのか、実はこのままいって計画値が甘かったのかというのは正直言ってよくわかりません。ですから、事後評価のタイミングということも今後の課題だと思います。

森杉部会長　そうですね。このことが事後評価では重要な課題ですね。実際の計画と実現していることが、機械化というところでは比較できるということですね。したがって、実際の効果がどの程度実現しているかということがわかりますよね。そうすると、施策としてどのようなことを引き続いてやっていけばいいのかとか、ただ単にほ場だけつくっておくというだけでなく、さらに何らかの政策や改善が提案できるかも知れませんね。そういうところに、今の沼倉委員と高橋委員のご指摘が反映できればいいのではないかと思います。

徳永委員　私が先ほど言いたかったのを非常に具体的な事例で示していただけたかなと思うのですが、まさにそういうことで計画に対して何がどこまでうまくいって、どこが足りないのかというあたりを明確にさせていただくと。こちらの先ほどの資料3の試行の紙でいえば、(3)改善措置の必要性、今後の課題という部分をいかに見つけられるかということなのかなと思います。そういう意味で、最後の結果の公表と若干微妙な部分も出てくる場合もケースによってはあるのかな、というところで非常に書きづらい部分も出てくることもあるかとは思いますが、私としてはやはりこの(3)の今後の課題を見つけるためのいわゆる失敗なり問題点の洗い出し、その部分をしっかりやっていただきたいと思います。

それから、そういうこちらの資料3との対応で言いますと、先ほど説明のときにもありましたが、例えば4番の事業実施による環境の変化というのは、これはどちらかという間接効果というか、なかなか金額換算できないけれどもこういう効果も出てきていますよというようなものなのかなと思いますので、環境の変化というよりは、まさにこれは事業の効果の一つだろうというふうな感じがします。

そういう意味で、ほとんど効果部分のところまでで終わっていて、(3)とか(4)がほとんどまだ表されていませんが、これまた事業によってもいろいろ違ってくるとは思いますが、それをどこまで書き込むのかということも少し検討していただきたいと思っています。

森杉部会長　どうぞ。

岡田委員　全く関連するんですが、先ほどのこの試行についての資料の3の(3)、(4)というのがやっぱり事後評価をする最も大事なところだと私も思います。そういう意味で、今回出していただいた試行でこういう点もつけ加えとどうかなという提案ですが、これは300何haですよ。318haで関係農家戸数としては相当な戸数あったわけですよ。だけれども、アンケート調査を実際にやっているのはまさに99戸だったり28戸だったりです。その99戸が関係農家全体であれば、関係農家全体にもう一度きちっとこの事業としてどういうふうに見るかというあたりのアンケートをしっかりとしたものやってみるとどうかなと思います。

それと、もう一つ出てくるのは、地域の活性化に結びついたとか、あるいは集落

とほ場との関係でも道路というのは機能したんだというふうに言っていますが、では集落の人々はどうだったのか。非農家の人でもいいですからそういう人、要するに海外ではステイクホルダー（利害関係者）という言い方をしていますが、そういう人全体に対する評価を聞いてみるということが手法としては大事ではないかと思えます。

農林水産課 評価の一番最後の部分で若干述べさせていただきましたけれども、まさに要は試行ということで、費用あるいはマンパワー、そういったものがありまして、既存資料を極力使って、しかも以前に行ったアンケート結果を使って資料を整理しました。ですから、事後評価の試行を行って、今言ったようなことがいろいろな場面で非常に大切なことになってくるとすれば、それらに対する取り組みも県全体としての事後評価への対応という形の中で予算とかそういったものを含めていろいろ検討していく問題だろうということで考えております。

我々これやってきた結果として言えることは、なるべく従来の調査などを事後評価に使えるような形で進めていこうと。今から行う部分は将来の事後評価に使えるようなものとして項目を加えたりして行っていきたいと思っております。

全戸アンケートも何かそういったチャンスがあればそれに一緒に形で行うのも一つの方法なのかなと思っております。

取り組み方については、制度、事業のバランス等も考えながら検討させていただきたいと思っております。

岡田委員 もう一つ似たような趣旨なんですけど、この環境の変化のところではやはり大事な自然環境の変化だと考えます。そうすると、ここでの調査項目というのがいかにも少ないです。自然環境をモニタリング方法については、いろいろなことでもうでき上がっていると思いますので、もう少し丁寧にやられた方が、まさに持続性をきちっと後世にも説明することであれば、この辺が一番大事ではないでしょうか。

森杉部会長 どうぞ。

両角委員 自然環境も大事ですし、それから数はありますけれども、環境に及ぼす影響ですよ。ライフサイクルアセスメントみたいなものがありますけれども、例えばどれだけ石油を使えるとか、本当はそういうところまで含めて、これによって本当に環境への改善効果みたいな評価。これはあくまでもお金とかハードの面とか目に見える少し社会上の変化みたいなところでやっているのですが、本当は地域の環境にどう削減できるのか。それとも、より環境ベースの方に負荷を増やす方へ行くのか、そういう項目が抜けているのです。本当はそういうことをこれからの項目には入れてもらいたいと思うのです。もっと長い目で見れば、できるだけ石油を使わないというようなところに持っていけば私はいいと思いますが、そこまで言わないにしてももう少し環境負荷みたいなところを入れていただけたらいいなと。お金で換算できないのなら、記述で説明するなどしていただければと思います。

森杉部会長 いや、お金の換算しなくていいと思うのです。例えばCO₂がどの程度エネルギーが節約できるのかとか、水もきれいになっているとか。農道でも農道でいろいろ

と使われているのならば交通量はどんな交通量なのか。通勤に使われているのか、コミュニティーとして使われているのか、それとも農業という形で使われているのか、そういうものが欲しいのです。

ただし、事後評価をどの程度行うかということは、お金をかけて調査をどこまで行うかということが今重要な課題になっています。恐らく財政当局もそう簡単には認めてくれそうもないですね。今までなぜ事後評価を行わなかったかという、予算がつかないからです。現在の財政の仕組みでは、事業を行うために必要なので事前評価はなされますが、事後評価というのは原則的に予算をつけません。担当者の方々から見たら、予算をどの程度つけるのかは大きな問題です。大変な決断だと思いますし、行うからには、効果があるということを我々も強く言わなければならないし、ここで試行しているときの最も重要なポイントの一つだと思います。

ほかに。どうぞ。

徳永委員　あと、沼倉委員から時期の問題も指摘あったんですが、もう一つ事業単独で考えるのかどうかということですよ。やっぱり似たような事業を幾つもやっているわけで、その中で、ここではうまくいったけれどもここはうまくいかないとかそういう事例も出てくるだろうし、そういう他との比較することによって何が問題なのかということがよりはっきりする場合も出てくるわけですので、そういう意味でこれを単独事業の、本当にB/Cが上がったのかみたいな単なるそういう評価じゃなくて、そういう事業体系全体を見直すために有益な情報をそこから得ていくという視点が必要なのかなというふうに思っています。

森杉部会長　そうですね。それも検討してみてください。2、3個比較して、競争させて、そのうちのどこが問題かということを行うということはなかなかわかりやすく良いのではないかと思いました。

農林整備課
専門監　ちょっと後ろ向きの話になって申しわけないんですけども、事後評価の1番バッターということで今回私も農業農村整備事業を説明させていただきました。次回、今度道路とかのお話も多分あるんだろうと思います。

私どもの事業に限ることなくて、これは全てのことで同じようなご意見をいただけるんだろうと思いますけれども、試行という段階で取り組んでいますので、そういったお話は個別の方の事業でご意見としては伺いました。ただし、土木の試行結果も踏まえて、事務局で集約して、議論、ご指導いただければというふうには思っています。今この段階で全部OKと、この農業農村整備事業でというわけにもいきませんので、全体の試行状況を見てご意見いただければと思っています。

森杉部会長　こちらの方から言っていますのは、問題点とか、こういう方向を検討してほしいとのご意見だと思います。絶対に実行すべきだというご意見ではないと思いますので、その点については問題点を的確にとらえていただきまして、対策としてどう考えるかということを検討していただければ良いかと思います。

徳永委員　あと、この事業に関してですが、担い手の育成というのは非常に重要な課題だと思うのですが、そういう意味では単に規模が大きくなるということじゃなくて、本当

に若い人たちが積極的に農業をやろうというふうな気になっていただけているかどうかというのが、実はもう一つ重要ではないかと思うのです。そういう視点で見た場合、今回その担い手なり生産組織なりそういうことになっていく過程で、そういう若い世代といいますか、そういうものの動向がどんな感じなのかというのはいかがなんでしょうか。

農産部課長 今のご質問なんですけれども、23日だったと思うのですが、現地も見ていただいたときに5haの水田見ていただきました。5haの水田を経営されている方がこの地区で一番若い担い手で、現在35、6歳と聞いております。その他に30代の方がもう2人、あと40歳の方が4人くらいおまして、担い手の中の半分はまだそういう30代、40代の働き盛りの方々ですので、この事業を契機にこういった担い手が増えてきているというふうに考えています。

徳永委員 そういう話は是非この事業の効果として上げていただいてもいいのかなというふうに思いますが。

森杉部会長 ほかに、よろしいでしょうか。
それでは、ありがとうございました。事後評価の試行を終わります。
それでは、一応本日の議事は全て終わりました。
次回は、9月15日です。残り4件でしたね(「そうです」の声あり)。
以上で本日は終わりたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 岡田 秀二 印

議事録署名人 長田 洋子 印